

# 高齢者観の形成要因と変容の展望

手島 洋<sup>i</sup>

高齢者の社会生活に多くの影響を与える市民の高齢者観の基盤となる理念には、基本的人権の尊重、ノーマライゼーションの理念、共生の思想が求められる。これらの理念の実現のためには、その前提として年金・雇用・住宅・医療・福祉・介護等々高齢者の人権・生活保障のための物質的基盤としてある社会保障・社会政策の飛躍的な拡充が必要であり、さらに本稿の主題となる高齢者観の形成のための固有な取り組みとして、高齢者の個別性を尊重すること、高齢者の自己決定を尊重すること、世代間の相互理解を促進することが必要である。しかし、現在の高齢者観は、①老人福祉法の影響で高齢者を経済的な貢献度を優先して見ようとしている点、②認知症サポーター養成講座受講者が認知症を肯定的に理解しようとする講座の趣旨に反して排除的な偏見が現れる危険性がある点、③共生社会形成の発展過程にならない社会の中の排除的・管理的な志向から共生的・自由な志向へ市民の高齢者観が段階的に変化するよう促すことが必要である点、などが課題であることがわかった。これら的高齢者観の変容に向けた課題は、生徒の福祉教育や住民の福祉学習により市民が高齢者の特性や生活実態を学び知ることによって改善されるが、その際には会話や対話を通じ、市民自身が自らの高齢者観が公正なのかどうかを問うことが求められ、高齢者と自らの差異を発見し、これを認めて、緊張関係を通じてでも相互理解を進展する努力を行うことが必要である。

キーワード：高齢者観、個別性、共生社会、差別、福祉教育

## はじめに

市民が高齢者をどの様に見ているのかという高齢者観は、個人によって様々な見方があり一様ではない。しかし、たとえ一様でなくとも多数の市民に共通している高齢者観には、時代により大まかな変遷があった。日本には江戸時代以前から知識や経験が豊富な賢者として高齢者を見る敬老思想があり、市民の高齢者の一般的な見方として明治期以降に広がり、戦後まで受け継がれることとなった。しかし、高度経済成長期に敬老思想による高齢者観と異なる高齢者への見方が広がることとなる。それは、高齢

者を経済的な価値に乏しい依存的な社会的弱者として見る高齢者観だった。その背景には、科学や学問が発達することで、高齢者の知識や経験のもとで護られてきた慣習よりも科学的知見が優位になったことと、同時期に国民皆年金制度のもとで高齢者の社会的扶養が拡大したことがあった。この様な高齢者観は、市民のホンネとして人々の意識に内在することとなった。そして、内在したホンネを覆うように、従来の敬老思想が表面上のタテマエとして位置づく二重混合の構造をもつようになった。

こうした市民の高齢者観に影響を受けた日本の高齢者は、他者からの支えを必要とする弱い存在として見られることとなり、このような市民の見方に対し対抗する行動（例えば、柔和な振る舞いとは異なり市役所の受付で待たされイライラして怒鳴る、人

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

生を達観し枯れた印象とは異なり妻に先立たれた後で新しい恋をする、など)をとると「高齢者らしくない行動」として「いい歳をして」とか「年甲斐もなく」と批判され、ひどいものでは「暴走老人」として扱われることとなる。このような固定的な高齢者観は、A・B・パルモアによりエイジズムと称する高齢者差別の一つとして規定されている。パルモアは、このような高齢者への差別は前述のような否定的なものだけでなく、例えば敬老思想も一律に高齢者を尊敬すべきものとする点では肯定的な差別の一つと考え、否定的及び肯定的な差別はいずれも固定的な高齢者の見方であることには変わりないとしている。

このような固定的な高齢者観は、高齢者がひとり的人格を持った個性ある人間として尊ばれるべきという基本的人権を尊重した高齢者のとらえ方に対して大きな障壁となっている。また、こうした高齢者の見方が固定化する背景には、高齢者以外の世代と高齢世代の相互理解の低さも大きな影響があると考えられる。

本稿は、高齢者観の形成に必要な基盤となる考えを社会福祉の理念をもとに明らかにし、そのうえで高齢者観を形成する要因を検討する。高齢者が社会の一員として基本的人権を尊重されて自分らしさを発揮しながら暮らせるように、今日的な市民の高齢者観の形成に向け、現状の高齢者観をどのように変容すべきか課題を考察し展望を見出そうとするものである。

## 1. 高齢者観の基盤となる理念

高齢者観は、社会のなかで生きる高齢者全般に対し、高齢者自身及び高齢者を取り巻く人々による高齢者の見方のことである。それは、高齢者に対する生物的・心理的・社会的な諸側面から見た人々の価値意識により規定されており、この見方が社会のなかで多数の人々に共有されるとき高齢者の社会生活に大きな影響を与えるものとなる。高齢者の見方を

規定する価値意識がどのような理念に基づくことが必要かは、高齢者の人権を護る役割を強調してきた社会福祉の理念や差別や排除を超えて又は経て獲得する市民に根付くべき共生の思想から多くのヒントを得ることにより知ることができる。特に共生の思想は、日本において高齢者観が敬老思想から社会的弱者へと変化するなかで、失われてきた人間らしく生きる権利と多世代が共存する社会を確立する価値意識を再獲得するうえで重要な考えである。

ここでは、高齢者が個人として尊重される「基本的人権の尊重」、高齢者が社会の一員として社会の中で普通に存在しうるものとする「ノーマライゼーションの理念」、世代や文化の差異を相互に認め合いながら共存することを説く「共生の思想」の3つの視点から高齢者観の基盤となる価値意識の方向性を探ることとする。

### (1) 基本的人権の尊重

日本国憲法では、自由権、社会権、平等権などを規定して基本的人権を明文化し、抽象的な個人の尊厳という考えをより具体的に示している。芦部信喜は、「基本的人権とは、人間が社会を構成する自律的な個人として自由と生存を確保し、その尊厳性を維持するため、それに必要な一定の権利が当然に人間に固有するものであることを前提として認め、そのように憲法以前に成立していると考えられる権利を憲法が実定的な法的権利として確認したもの」としている<sup>1)</sup>。つまり、人が社会の一員として尊ばれる存在であることは当然なので、そのことを実体化するために必要な権利を憲法という最高法規で規定しているのである。

しかし、このように国民の基本的人権が強力に法定化されているにもかかわらず、高齢者に対する権利侵害が多数起こっており、それは親族等によるものだけではなく社会福祉専門職による援助場面においても虐待などの権利侵害により基本的人権が脅かされることが少なからず報告されている<sup>2)</sup>。権利侵害の行為の背景のひとつには、高齢者が経済社会の

中で生産性を持たない負の存在と見る労働価値を重視した価値観がある。1963年に制定された老人福祉法の第2条「基本的理念」では、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」と法の理念を示している。前原なおみは、この法律で「社会の進展に寄与」の部分が強調されているのは、高齢者が社会の経済活動のなかで労働力として価値ある存在だったことの延長線のうえに位置づけられていることを指摘している<sup>3)</sup>。また社会福祉専門職が自らの専門性を重視するあまり、専門性によって合理的に理解できない高齢者の考えや行動を排除または無視しようとすることもある。田中荘司らが行った特別養護老人ホームでの虐待の実態調査（全国の600以上の施設が回答）では、施設内での虐待の原因（複数回答可）として、職員が「介護者としての適性に欠ける」（50.5%）という職員側の理由が最も多い割合であるが、他方では高齢者が「認知症等による行動上の問題がある」（29.9%）や「性格がわがままである」（16.5%）など利用者側の原因と考える回答が少なくない<sup>4)</sup>。

この点について岡村重夫は、「生活の主体者としての論理を検証してみても、専門分業制度自身の機能的合理性や経済的合理性によって（専門職により支援される人々の尊厳が、引用者註）承認されないときに、『人間の尊厳』という価値合理性を以って抵抗するところに『個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利』という概念が成立するのである」<sup>5)</sup>と述べている。つまり、社会の人々の関わりの場面や社会福祉専門職の援助場面において、機能的合理性、経済的合理性により正当化される行為が、場合によっては高齢者の人間としての尊厳を侵害する行為となりうる。ゆえに、人間としての尊厳を最も大切にすることを優先した考えに基づく対応を求める対抗手段が必要であり、それが「個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」なのである。高齢者が国民として保障されているはずの基本的な人権

を護るためには、高齢者自身も人間としての尊厳を護られるべき存在であることを具体的な権利侵害を受けた場面の省察を通してひとつひとつ明らかにして主張していかなければならないのである。

## (2) ノーマライゼーションの理念

ノーマライゼーションの理念は、ベンクト・ニイリエが1960年代にスウェーデンの知的障害を持つ人々やその親とともにいった知的障害を持つ人々の人権を護る活動から生み出された原理であった。ニイリエは、ノーマライゼーションの原理について「生活環境や彼らの地域生活が可能な限り通常のものに近いか、あるいは、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、全ての知的障害や他の障害をもっている人々に適した形で、正しく適用することを意味している」<sup>6)</sup>と説明している。ノーマライゼーションの原理は、社会福祉を考える上での重要な理念として1981年の国際障害者年を契機に日本でもその考えが普及し、現在は重要な社会福祉の理念の一つとして定着している。

このノーマライゼーションの理念が国際連合で提唱されて25年余が経った今日、この理念が人権や平等の概念の視点からも考察されるようになるなかで、社会的な混乱が生じていることをニイリエが指摘している。ニイリエは、平等が均等と混同されていることを挙げ、均等とは「仕事の均等、給料の均等といった、諸条件が同じかどうかといった場合の相対的な価値のこと」で、「広くスポーツの分野において、彼らの特性による公平な分類が設けられることで、また一般の市場への参入を可能にする補助器具を利用することで均等は可能になる」としている。つまり、均等とは健常者によって「障害を持つ人たちが彼らの特性を考慮した条件のもとで物事を行うように認められることで得られる」ことだと説明している。そして、もし障害者がこの均等を拒むなら、それは同時に平等をも拒むことになり、ノーマライゼーションの理念に反することとなると指摘している<sup>7)</sup>。障害者は、健常者による環境や条件の設定に

“従う”場合には平等が得られ、この従属を“拒否”すれば平等をも失うこととなるのである。

ノーマライゼーションの理念は、その誕生のきっかけは知的障害者に関する権利侵害の状況を改善する考えだったが、今日では社会福祉の対象者全般に当てはまることである。今日の高齢者に対する差別的な見方は、「高齢者向けの〇〇」という条件付けがなされる高齢者と高齢者以外の世代との差別があたかも配慮であるような誤解のもとでふつうに展開されており、このような偏った理念の理解がなされる傾向がある。高齢者への配慮はもちろん必要ではあるが、その配慮も含めて高齢者自身に選択肢があるか、またその選択肢を決定する機会が高齢者自身にあるのかが問われなければならないと言える。

### (3) 共生の思想

社会が近代化されることで、前近代からあった高齢者観が変容し、高齢者が生産性に乏しく非効率的で社会に依存的な存在として理解されるようになり、社会の中で排除の対象となってきた。このような排除をどのように解消できるのかは、共生の思想を理解することからそのヒントを学ぶことができる。

尾関周二は共生理解を (A) 聖域的共生論、(B) 競争的共生論、(C) 共同的共生論の3つの種類に分け、その意味内容を区別している<sup>8)</sup>。最初の聖域的共生論は、その代表的論者である黒川紀章が述べる「共生の思想はお互いの聖域を認めようとする思想なのである」、「日本の聖域は、天皇制、米作り、相撲、歌舞伎、茶道だと考えている」という内容から、この考え方について、非常に保守的・伝統的な共同体、社会を守っていく論理として共生の考えが用いられているとしている。尾関は、この聖域的共生論を前近代志向の共生論と位置付けている。2つ目の競争的共生論は、代表的論者である井上達夫が述べるように、「共生とは、異質なものに開かれた社会的結合様式である。それは、内輪で仲良く共存共栄することではなく、生の形式を異にする人々が、自由な活動と参加の機会を相互に承認し、相互の関係を

を積極的に築き上げてゆけるような社会的結合である」という考えである。これは、先の聖域的共生論の持つ同質的な性格についてマイノリティを抑圧し同質化を迫る傾向があるとして批判し、近代的リベラリズムによる競争原理を基盤とした自由と機会の平等を相互承認する共生のあり方を積極的に評価する立場である。尾関は、この競争的共生論を近代志向の共生論と位置付けている。そして、3つ目の共同的共生論は、競争的共生論を一定評価しつつも、異質なものが共存する際に自由な活動と参加の機会を相互に承認し、相互の関係を積極的に築き上げる社会的結合を構築できるという競争に対する積極的評価を批判的にとらえなおしたものである。花崎皋平は、共生を強調することにおいて、その非対称性の関係や差別の関係が隠される場合があるので、その際には虚偽の共生を克服し、真の共生を実現するための共同性の意義を強調している。また、川本隆史は、共生においてお互いのケアの関係を重視しており、弱者がお互いに協力し合い、相互に援助しあう関係性を強調している。それらをふまえて尾関周二は、近代の個人主義の質的転化を図るために、人間の尊厳価値は平等であるという平等主義を形式的にとらえることを超えて、人間の存在の多様性や異質性を認めながら実質的平等を獲得しようとすることを目的としたものであるとしている。尾関は、共同的共生論を形式的な平等主義ではない実質的な平等主義に基づく脱近代志向の共生論と位置付けている。尾関の分類した3つの共生論の類型の特徴を見ると、(A) 聖域的共生論は同質性・保守性・排他性・前近代性があり、(B) 競争的共生論は参加平等性・自由・近代性があり、(C) 共同的共生論は相互関係性・多様性・異質性・脱近代性がある。これらの3つの共生論は、人々の共生理解の展開過程として (A) から (B) を経て (C) に向かうプロセスとして特徴づけられると考えられる。

老人福祉法の中に込められていた永年の労働に対する高齢者へのねぎらいの考えは、高齢者になるまでは社会の生産活動に参加し社会の発展に直接貢献



してきたことを説明していると同時に、高齢者となった現在は社会の制度や経済活動に支えられ、依存していることを表していると考えられることは、前述のとおりである。この段階は、先の共生論の類型でいうと聖域的共生論の段階であり、排他的対象として高齢者をとらえ、生産年齢層に依存し従属する限りにおいて高齢者の存在を認める考えに基づく共生段階である。まずは、高齢者を従属的立場から解放することが必要であるが、高齢者を従属的立場でなくすことを目標とすることだけでは不十分である。なぜなら、たとえ高齢者を生産年齢層の従属から解放しても、定年制度や社会保障制度のもとでの年金や医療費など経済的な支えに加えて、介護など日常生活の面でも社会的システムによる支援を要する人の割合が増大していることは事実である。生物的に体力や健康の衰えが相対的に高まることで高齢者全般が高齢者より若い世代に対して様々な支援策として設けられた社会制度があり、その財源負担を若い世代も高齢者と一緒担っているなかでは、基本的な対等性が確保されるはずもない。そのようなことを目指すのではなく、共同的共生論に基づいて、高

齢者と生産年齢者の非対象の存在を認めたくえで、高齢者としての差異があるなかで尊厳が確保される社会制度や人々のとらえ方を省察することが必要である。

それでは、高齢者としての差異がある中での尊厳を確保するために必要な要素とは何か。尾関周二は、共同的共生としての共生の理解を具体的に図るために表1のような共生理念の構成要素を8点にわたり示している。

これらの構成要素は、①から⑧に順を追って見れば明らかなように、決して常に温厚で順調に共生関係が展開していくとは限らず、時には多大な摩擦（コンフリクト）も伴いながら相互のコミュニケーションを通じてお互いが獲得していくものである。

(4) これらの理念から考えられる要素

これらの理念から考えられることは、高齢者観の基盤には、高齢者の基本的人権を尊重した「個性の尊重」が必要なのだが、それは法的な整備のもとで自然に備わるものではなく、高齢者自身もその周りの人々も共にそのことを阻むことがらに対抗していかなければならない。また、ノーマライゼーションの理念が浸透するなかで、その理解を高齢者の社会への同化を求める方法に収斂せず高齢者の選択権を重視した「自己決定権を尊重」する理解を図っていくことが必要なのである。そして、高齢者と他世代が構築する共生社会においても、高齢者を社会に同化を求めるのではなく、多くの摩擦が生じようとも高齢者が他世代と「相互理解」を深めるための「相互交流」を進めることが求められていると言える。

2. 高齢者観を形成する要因

以下では、現在私たちが持っている高齢者観がどのような要因から形成されているのかを示し、そのうえで1. で検討した理念を高齢者観の基盤と考えられる価値意識として浸透させるための要因につい

表1 共生理念の構成要素

<p>【共生理念の必要条件】</p> <p>①同化や排除でなく、お互いの違いを違いとして承認して生きていく</p> <p>②対立・抗争を認めるが、暴力による解決は否定する</p> <p>③実質的な平等性とコミュニケーション的関係を追及する</p> <p>④差異のなかでの自己実現と相互承認をはかる</p> <p>【共生理念の十分条件】</p> <p>⑤〈共生〉の欺瞞を暴露する</p> <p>⑥ある種の力関係における対等性のようなものを考えていく</p> <p>⑦お互いの個性や聖域を多様性として尊重しつつ共通理解を拡大していく</p> <p>⑧相互扶助、協力から新たな共同性を探る</p>
---

出典) 尾関周二「差別・抑圧のない共同性へ向けて 共生型共同社会の構築と関連して」藤谷秀他編『共生と共同、連帯の未来 21世紀に託された思想』青木書店 2009年 p.11~13 より筆者が作成

て検討する。ここでは、高齢者観を形成する要因を社会の法制度による要因と市民の意識形成による要因に分けて検討する。

### (1) 社会の法制度による高齢者観形成の要因

先に述べたように老人福祉法では、高齢者を経済社会の貢献に基づいた価値意識でとらえているため、雇用労働者を定年退職した高齢者は敬愛の対象として見られにくくなる可能性がある。ましてや高齢期になるまでの期間に無職の時期を多く過ごした高齢者については、敬愛の対象としてはより遠く見られることが考えられ、経済的価値観を重視した一面的な高齢者観が高齢者本人の生活へ大きく負の影響を及ぼすと考えられる。

また、認知症に関する政策においても高齢者の負のイメージを拡大することが危惧されるものとして認知症サポーターキャラバンがある。認知症サポーターキャラバンは、国民のなかで認知症に関する偏見を変え理解を進めるとともに、認知症の方の配慮や支援を拡大することを目的に全国で実施されている。この運動で開催する認知症サポーター養成講座は、受講者が2015年3月末日現在で610万人に達している<sup>9)</sup>。講座は、認知症の原因や特性とともに支援の際に留意する点など具体的な認知症の理解が促進される内容となっている。

認知症に対する国民の偏見をなくし差別をなくすための国民運動としては、認知症サポーターキャラバンは重要な運動である。しかし、この講座が90分程度の講義を中心としたプログラムであることがその効果に不安な要素を与えている。部落差別など様々な差別のあり方を研究する好井裕明は、「差別は『してはいけないこと』『あってはならないこと』ではない。差別は『してしまうもの』であり、『あってはならないと思うが、そのために何をどのようにし続けたらいいのか』と自らが日常生活の中で考え、いろいろと実践するうえでの“意味ある手がかり”である」<sup>10)</sup>ことを示している。好井は、差別を道徳や倫理の教科書の中でだけ語られる“特別なもの”

とせず、自らの考えのなかでの差別の存在を否定することなく差別のあり方を考えることで、差別への意識が人々の内面に浸透し日常の暮らしに息づくことができることを指摘している。このことを認知症の差別に置き換えると、認知症サポーター養成講座を受講することで、認知症の原因や症状を知ることができるものの、講座を受講後に直ちに実際に認知症高齢者に実際に接しそのことを振り返るような教育プログラムなくしては、認知症について学びはしたものの自分とは遠い存在で奇異な異質なものであるとしてその知識が定着してしまうことが危惧されるのである。

### (2) 市民の意識形成による高齢者観形成の要因

社会の法制度の他にも市民の高齢者観形成に影響があると考えられるものは、市民が高齢者を社会の一員としてどのように位置づけて理解しているのかということがある。この点について考える際に参考となるのが福祉文化の研究である。

河東田博は、共生社会の基盤となることとして、福祉社会を形成するために求められる福祉文化について「個が大切にされ、一人ひとりの夢や希望を紡ぐ、創造性豊かな、地域で続けられている実践的でヒューマンな幸せづくり」と定義づけている。そのうえで、福祉文化を実現するために必要な社会的な要素を「自由-管理」軸と「共生-排除」軸から見て図1のような整理をしている。河東田は、この4つの社会モデルの特徴を図1及び表2のとおり解説しており、この社会モデルの発展はⅠからⅣに一足飛びに展開することは原則的にはなく、ⅠからⅡあるいはⅢに、そしてⅣに段階的に変革するものとしている。しかも、それは4つの社会が現在も混在して存在しており、それぞれが相互作用しつつ螺旋状に絡み合いながら徐々に次の段階へ変化していくものだとしている<sup>11)</sup>。

この社会モデルの発展を促進するものは、個人が大切にされる社会の必要性に人々が気づくことであり、前述の共生社会の理念における尾関による共生

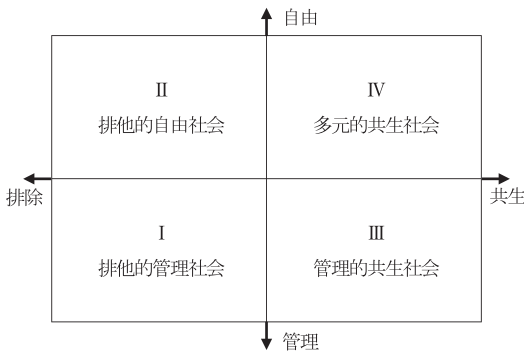


図1 多元的共生社会モデル

出典) 河東田博他編「多元的共生社会の構想」現代書館 2014年 p.19

表2 多元的共生社会モデルの特質

I 排他的管理社会	個をないがしろにし、夢や希望を奪い、隔離・管理支配・分類・収容中心の、多元的共生とは縁遠い排他的で人を管理しようとする社会
II 排他的自由社会	個が大切にされ、夢や希望を紡ごうとする自由な社会となっているものの、お互いに壁を作り、異質なものを排除しようとする社会
III 管理的共生社会	共に生き、個が大切にされ、夢や希望を紡ごうとするものの、社会や組織が管理的で、人を束縛し、お互いを生きにくくしている社会
IV 多元的共生社会	どんな人も個が大切にされ、夢や希望を紡ぎ、創造性豊かな、地域でのヒューマンな幸せづくりが保障される多元的共生社会

出典) 河東田博他編「多元的共生社会の構想」現代書館 2014年 p.20 より筆者が一覧表として作成

論の整理とも共通している。すなわち、河東田も共生社会の展開とは排他的な社会から段階的に多様性をふまえた社会に変化していくものであり、多元的共生社会をめざした「管理ではなく自由」と「排除ではなく共生」の考えを高めることは、自然に展開するものではなく意図的に創造的に変化を促していくことが必要であるとしている。

(3) 高齢者観の形成に必要な要因

以上の高齢者観を形成する要因の検討から明らかになったことは、次のことだった。ひとつは、老人福祉法などの法制度により人々の高齢者に対する考えの枠組みを規定することで、自動的に市民がある一定の理想的な高齢者像を立てられるわけではないということである。また、人々の高齢者観は、望まれる高齢者像とそれ以外の高齢者像との二者の対抗する姿だけがきれいに分かれて存在しているわけではない。人々の高齢者観は、社会の中に在る高齢者を排除し社会の管理下に置こうとする力に対して、市民が対抗しようとするプロセスの中で段階的に社会の人々の意識が変化し発展するのである。私たちは、高齢者の基本的人権を護り個性を發揮したその人らしい人生を尊重した高齢者の見方を基盤においたうえで、高齢者の多様なとらえ方を許容した高齢者観を国民の一人ひとりが積み重ねていくことが必要なのである。

高齢者の多様なとらえ方を許容した高齢者観の形成に必要な創造的取組として考えられることについて、差別の行為を克服する取り組みを参考に考えてみる。好井裕明は、差別を考えるとときに「差別する側」と「差別される側」の二分法で考えられることが一般的であることを認めつつ、そのことの落とし穴を指摘している。「差別する側、差別を受ける側、それ以外の多くの私たちがいる側を分けていく“壁”は絶対に崩せないし変わらない硬直したものののだろうか」「こうした硬直した“壁”の向こうにいる多くの私たちが『対岸の火事』として差別を見守れるとして、見守る私たちが絶対に差別をしないという保証はどこにあるのだろうか」<sup>12)</sup>と問うているのである。そして、さらに好井は差別を考えたときの基本的視点として、「関係性のなかの差別」を示している。それは、「常に、日常的な他者とのやりとりやさまざまな社会の出来事をめぐる私たちの情報収集あるいは取捨選択の営みのなかに、差別が息づいているという考え方」<sup>13)</sup>である。私たちは、自分が無意識であっても、また同じ内容でも時や場

面が異なるときには相手に対して差別的な意味の発言や振る舞いをしていることがあるということである。

このような差別に対するアプローチを高齢者観の形成要因のあり様に照らして考えてみると、法制度による形式的な高齢者のとらえ方の規定はそれのみで国民の考えを規定できるものではなく、法制度が示す内容を実践的に国民が理解でき、自ら考えることができる取り組みを伴ってこそ法制度の求める高齢者観を具体的に国民が意識することができるということである。そして、その国民が具体的に知ることになる自らの高齢者のとらえ方は、社会の人々の高齢者に対するとらえ方が排除から共生へ、管理から自由へと変化するに伴い徐々に段階的に変化していくのである。

高齢者観を具体的に国民が獲得するために必要なのは高齢者とのコミュニケーションを重ねることである。井上達夫は、共生を進めるために必要なこととして「会話」をあげている<sup>14)</sup>。また、塩原良和は、共生社会を形成するためには分かりあうことから変わりあうことに主眼を置いた共生の作業が大切であるとして、「対話」を通した相互理解が必要であるとしている<sup>15)</sup>。このような、「会話」や「対話」というコミュニケーションを出発点として、高齢者以外の世代が高齢者の立場や考えを理解し、反対に高齢者も高齢者以外の世代の考えを知ることによって相互理解が促進できる。

### 3. 高齢者観を変容する展望

これまでみてきたように高齢者観は、社会の法制度による高齢者観形成の要因では、経済的価値観を重視した老人福祉法が高齢者本人の生活に負の要素を及ぼすことや認知症高齢者との接点のない認知症サポーター養成講座がかえって認知症理解の妨げになる不安要素があることなどの課題がある。また、市民の意識形成による高齢者観形成の要因では、現在は排他的な社会の位相にあるが、ここから段階的

に多様性をふまえた社会に意図的に創造的に変化を促していくことが必要である。このような高齢者観を前述の理念に基づいたものに変容するための展望はどの様に持てるのだろうか。

#### (1) 生徒への福祉教育プログラムの展望

高齢者観を形成・変容することを目的とした社会的なプログラムのひとつに福祉教育がある。福祉教育は「国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育。近年においては家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている」ものである<sup>16)</sup>。福祉教育は、地域の住民を対象としたもの（生徒への福祉教育と区別して「福祉学習」とも呼ばれる）とともに、現在は広く全国の小中学校で取り組まれているが、そのあり様について問題点が指摘されている。それは、福祉教育が形骸化・形式化してきている点である。小中高校の生徒を対象に高齢者福祉や障害者福祉などの福祉課題の理解を深めるために行われる福祉教育プログラムとして、最もよくおこなわれるものの一つに疑似体験がある。高齢者の疑似体験は、両手足に重りをつけて体を動かし、筋力が衰えた高齢者の行動を疑似的に体験するなどが行われる。障害者の疑似体験は、アイマスクで視覚をささげることや、車いすに乗って移動するなど、機能障害の状態での行動を疑似的に体験するなどが行われる。原田正樹は、この高齢者や障害者の疑似体験がプログラムを単に実施するだけに終始している状況に対し、「非日常的な交流活動がかえって偏見差別を助長することもあり得る。一見、福祉教育をしているように映るが、そこでは「貧困の福祉観」を再生しているかもしれないのである」と警鐘を鳴らしている<sup>17)</sup>。原田は、疑似体験の経験を経て、高齢者や障害者の社会生活における不便さを理解させようというプログラムの意図とは



うらはらに、高齢者や障害者の立場についてマイナスのイメージだけが残り、あらためて社会的弱者として存在する高齢者や障害者を避ける意識が強化されてしまう矛盾が生まれることを指摘している。

福祉教育のプログラムは、生徒が高齢者の見方を体験的に理解し、高齢者の立場を知る機会とするものである。そのプログラムの目的を達するためには、擬似体験から得られた内容を省察し、高齢者と自分の差異を感じて、しかしこの異質な体験により高齢者を排除するのではなく、自分と異なる存在だけでも多様な存在として認め理解できるように思考の深化を経て、擬似経験を生徒の高齢者観の変容に意識的につなげる教育を行うことが必要である。しかし、それを行わない又は不十分な内容であることでかえって生徒の偏見を助長しているのだとすれば、擬似体験など行わない方がいいといえる。この点について横須賀俊司は、障害者疑似体験が生徒の障害者への差別を助長する傾向を認めつつも、そうなる理由のひとつに社会の中で健常者が障害者に対し常に優越した立場にある環境があるとしている。その立場で行う疑似体験が、「障害者を対象化」したうえで障害者の立場から離れた立場をとる生徒が「障害者を経験してみる機会」となっていると横須賀は指摘している。横須賀は、障害者を対象化した疑似体験ではなく、福祉教育のプログラムのなかで障害者との関わりから生徒が自分自身の持つ障害者の見方が何によって生まれたのか、それは正しいのかについて熟考し、時には自分自身の基盤となる考えが揺らぐような経験をすることが必要だとしている<sup>18)</sup>。

この障害者の疑似体験の課題への指摘は、高齢者に対する疑似体験にも当てはまる。高齢者の疑似体験が、高齢者を対象化したうえでプログラム実施の時だけの経験として行われる限りは、生徒の高齢者観が揺らぐような経験となる可能性は低くなる。そうではなくて、生徒自身が高齢者をどう見ているのか、その見方が疑似体験を経てどのように変わったのか、その変化の理由は何かなどの生徒自身の省察をプログラムの中心に置くことで、疑似体験が本来

目的としていた生徒の高齢者の理解を促進する結果を生むと考えられる。

## (2) 地域住民への福祉学習プログラムの展望

地域住民が高齢者の個別性と多様性を理解し共存すべき存在として理解する高齢者観へと変容するためには、高齢者に直接接して会話を主体とした交流の場を設定することとその場を日常的な場面で継続的に行うことが求められる。このような機会を具体的に創るためには、どのような働きかけが必要なのだろうか。

地域住民に対して必要なことは、高齢者が集う場を多様に創ることとその場に高齢者以外の世代の住民が関わる機会をできるだけたくさん設け、そのなかで高齢者と他世代の人々が会話する場面を豊かに創っていくことである。地域で高齢者が集まることを目的とした場としては、ふれあいいきいきサロンが全国的に取り組まれている。ふれあいいきいきサロンとは、「参加する一人ひとりとともに楽しい時間をすごしながら『地域の一員』としての気持ちを高め、地域社会におけるつながりの再構築、ひいては地域の助け合いが広がっていくことのきっかけの場」<sup>19)</sup>である。このふれあいいきいきサロンは、1994年に全国社会福祉協議会が住民による地域福祉活動として提唱し、その後全国各地で設置が進み、2009年には52,000カ所以上に増加している<sup>20)</sup>。しかし、このふれあいいきいきサロンは、現状では「高齢者どうしを中心としたつながり」の再構築や日常的な高齢者仲間の生活の変化（孤立していないか、体調や環境に変化はないかなど）の把握が中心になっており、この活動に多様な世代が参加して行っている現状にはない。このふれあいいきいきサロンは、もともと独り暮らし高齢者の孤立予防の目的で提案され広まったものであり、歩いて行ける場所での任意の仲間づくりが中心だったので、参加する高齢者間の生活歴、職歴、所得階層などの差異の少ない同質的な集団形成がされがちな傾向は考えられる。ただ、実際に全国に広く活動がいきわたって

るふれあいいきいきサロンで高齢者以外の他の世代の住民が頻繁に交流することは、日常的に直接高齢者がそれ以外の世代と具体的な交流をする機会として現状の中で有効な方法のひとつといえるだろう。そして、高齢者自身にとっても、高齢者が自尊心を高めて積極的に社会に参加することを促し、高齢者側からも他世代の住民との交流を通じて高齢者の実情を発信していくことで、時代に合った個性が尊重され多様性が認められた高齢者観を形成していくことにつながると考えられる。

しかし、ただ交流すればいいというものでもない。高齢者や障害者を社会から隔離し特別視することなく普通に社会の一員としてとらえることは、ノーマライゼーションの理念で謳われているように重要なことである。しかし、他方では認知症高齢者のグループホームや障害者施設など「施設建設の反対運動をはじめとする排除や抑圧の論理が混在しているのも地域」であり、「そのことを無視して福祉コミュニティを抽象化してしまうことは、本来の社会福祉問題の固有性と運動性を曖昧にしてしまうことになりかねない」<sup>21)</sup>と原田正樹は警鐘を鳴らしている。つまり、社会福祉を支える理念の重要性を強調しつつ、それに反する動向や考え方を棚上げにしたままでは、高齢者や障害者が日常生活で直面している様々な現実的な生活課題との関わりに気がつかず、相変わらずタテマエとホンネの二重構造の高齢者観のままである。

高齢者に向けられたスティグマを払拭していくことは、高齢者以外が多数を占める社会に高齢者を「同化させていくことではなく、むしろ差異を明確にすることで福祉コミュニティに内在する社会福祉問題を地域コミュニティとの関係性の中で問い、その緊張関係の中で地域コミュニティを変革していくことである」<sup>22)</sup>と原田は提起している。ここでも、小中高校の生徒の福祉教育と同様に、地域住民が高齢者をどのように見ているのか、その見方がふれあいいきいきサロンでの高齢者との実際の関わりを経てどう変わったのか、その変化の理由が何かなどの

地域住民自身による省察なくしては高齢者の理解を変えていくことには直接つながらない。

さらに、そのうえで高齢者の直面する生活課題(近年、取りざたされる内容としては一人暮らし高齢者の孤立や貧困など)の実情を知り、その改善に向けて高齢者とともに社会に向けて活動していくことを目指すような福祉学習を行うことが求められる。もっとも、幅広い世代の住民による地域福祉活動の現実は厳しい現状がある。地域福祉活動に参加している年代が高齢者に偏っており、60歳以下の勤労世代はなかなか地域活動に参加できていないので、まずはその年代の地域活動への参加を促進することから始めないといけない。

## おわりに

本稿では、市民の高齢者観の基盤となる理念として基本的人権の尊重、ノーマライゼーションの理念、共生の思想を挙げ、こうした理念をふまえた高齢者観を形成する上での課題を2点示した。ひとつは、認知症高齢者の理解促進を目的に「認知症サポーター養成講座」が認知症高齢者と接することのないプログラムだとかえって認知症に対する不安な要素を生み、差別を助長することにつながるものが危惧される点である。もうひとつは、市民が高齢者(特に認知症の高齢者)など異質な少数者を排除しない福祉文化が根付いた社会をめざすためには、自由や共生の考えを高めるための意図的な取り組みの展開が不可欠であるという点である。

このような課題への対応を進めていくための展望として、学校教育の場と地域社会の場に分けて示した。現在、全国で広く行われている疑似体験による福祉教育は、生徒が省察的に考えるプログラムを含めないと高齢者観の変容につながらない点を示した。また、全国的に広く行われているふれあいいきいきサロンにおいて、高齢者が他の世代と交流しコミュニケーションを図るなかで、時に緊張関係もはらみながらお互いの差異を認めた相互理解を深めること

で市民の高齢者観が変容することの可能性を展望した。

残された課題は、前記のような生徒への福祉教育や地域住民への福祉学習を具体的に展開できるプログラムを開発することである。そのためには、福祉教育や福祉学習において参加者の省察的なプログラムを導入している先駆的事例の調査・分析を行い、そこからモデルとなるプログラムを見出すための検討が必要である。

#### 注・引用文献

- 1) 芦部信喜『憲法 第3版』(岩波書店, 2002年) 80頁
- 2) 2006年に施行された高齢者虐待防止法による高齢者虐待の対応状況によると、家族等による虐待が毎年2万件以上、施設等での虐待が毎年1,000件近く起きていることが明らかにされている。
- 3) 前原なおみ, 永浜明子「小学校の高齢者観の育成に関する現状報告」(『大阪体育大学紀要』第V部門, 58-2, 2010年) 92頁
- 4) 田中荘司「高齢者施設における高齢者虐待の現状と課題」(『WAM』, 2004年5月号, 独立行政法人福祉医療機構) 22-25頁
- 5) 岡村重夫「社会福祉と基本的人権」(秋元美世編『社会福祉の権利と思想』, 日本図書センター, 2010年) 90頁
- 6) ベンクト・ニリエ著河東田博他訳編『新訂版 ノーマライゼーションの原理 — 普遍化と社会変革を求めて—』(現代書館, 2004年) 21頁
- 7) ベンクト・ニリエ著河東田博他訳編『新訂版 ノーマライゼーションの原理 — 普遍化と社会変革を求めて—』(現代書館, 2004年) 151-153頁
- 8) 尾関周二「差別・抑圧のない共同性へ向けて 共生型共同社会の構築と関連して」(藤谷秀他編『共生と共同, 連帯の未来 21世紀に託された思想』, 青木書店, 2009年) 5-11頁
- 9) 認知症サポーターキャラバンの実施状況は、地域ケア政策ネットワークのホームページで公表されている。(HPアドレス <http://www.caravanmate.com> 2015年6月1日閲覧)
- 10) 好井裕明著『差別原論 〈わたし〉のなかの権力とつきあう』(平凡社新書367, 2007年) 37頁
- 11) 河東田博「多元的共生社会を構築するために」(菅沼隆他編『多元的共生社会の構想』, 現代書館, 2014年) 21-22頁
- 12) 好井裕明「排除と差別の社会学を考える基本をめぐって」(好井裕明編『排除と差別の社会学』有斐閣, 2009年) 6-7頁
- 13) 好井裕明著『差別原論 〈わたし〉のなかの権力とつきあう』(平凡社新書367, 2007年) 37頁
- 14) 井上達夫『共生の作法—会話としての正義—』(創文社, 1986年) 261頁
- 15) 塩原良和『共に生きる～多民族・多文化社会における対話～』(弘文堂, 2012年) 147-149頁
- 16) 『五訂 社会福祉用語辞典』(中央法規出版, 2010年) 493-494頁
- 17) 原田正樹「地域福祉の主体と福祉教育」(社会福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉の理論と方法 第2版』, 中央法規出版, 2012年) 66頁
- 18) 横須賀俊司「障害者問題解決に向けた『ゆらぎの学習』へ」(藤村正之編著『福祉・医療における排除の多層性』, 明石書店, 2010年) 136-141頁
- 19) 『生活支援サービス立ち上げマニュアル4 ふれあいいきいきサロン』(全国社会福祉協議会, 2010年) 18頁
- 20) 『生活支援サービス立ち上げマニュアル4 ふれあいいきいきサロン』(全国社会福祉協議会, 2010年) 18-39頁
- 21) 原田正樹「福祉教育が当事者性を視座にする意味」(『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 VOL.11』, 万葉舎, 2006年) 48頁
- 22) 原田正樹「福祉教育が当事者性を視座にする意味」(『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 VOL.11』, 万葉舎, 2006年) 48-49頁

#### 参考文献

- 秋元美世編「社会福祉の権利と思想」日本図書センター 2010年  
 芦部信喜「憲法 第3版」岩波書店 2002年  
 井上達夫「共生の作法—会話としての正義—」創文社, 1986年  
 塩原良和「共に生きる～多民族・多文化社会における

対話～」弘文堂 2012年  
社会福祉士養成講座編集委員会編「地域福祉の理論と  
方法 第2版」中央法規出版 2012年  
「五訂 社会福祉用語辞典」中央法規出版 2010年  
菅沼隆他編「多元的共生社会の構想」現代書館 2014  
年  
日本福祉教育・ボランティア学習学会年報VOL.11  
万葉舎 2006年  
藤谷秀他編「共生と共同, 連帯の未来 21世紀に託さ

れた思想」青木書店 2009年  
藤村正之編著「福祉・医療における排除の多層性」明  
石書店 2010年  
ベンクト・ニイリエ著河東田博他訳編「新訂版 ノー  
マライゼーションの原理 —普遍化と社会変革を  
求めて—」現代書館 2004年  
好井裕明著「差別原論 〈わたし〉のなかの権力とつ  
きあう」平凡社新書367 2007年  
好井裕明編「排除と差別の社会学」有斐閣 2009年



## Factors of Formation of Citizen's Views of the Elderly and Possibilities of Change

TESHIMA Hiroshi<sup>i</sup>

**Abstract** : Among the principles that underlie citizens' views of the elderly, which have strong impact on the activities of senior citizens in society, the principle of normalization, an attitude of interdependence, and respect for fundamental human rights are required. In this regard, special expansion of the social security provided by a pension, employment, housing, medical treatment, welfare and the material foundation for senior citizen's human rights protection of nursing is necessary. In order to realize these principles, it is necessary to respect senior citizens' individuality and self-determination and to promote mutual understanding between generations. However I have found that current views of senior citizens have problems such as the following: under the Welfare Law for the Aged, senior citizens are judged primarily for their economic contributions; in contradiction to the spirit of lectures to help caregivers to understand dementia in a positive light, there is a danger of exclusionary prejudices emerging. It is necessary to move citizens' views of the elderly step by step through the process of changing current orientations toward exclusion and maintenance toward attitudes of coexistence and independence. The issue of transforming people's view of the elderly can be improved by citizens learning to understand the characteristics and life situations of senior citizens, through welfare education in schools and in society. However, it is necessary for citizens to enter dialogues and ask themselves whether their own views of senior citizens are fair, to discover and recognize the differences between themselves and senior citizens, and to make efforts to develop mutual understanding, even though relations may be strained.

**Keywords** : elderly outlook, individuality, symbiotic society, discrimination, welfare education

---

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University